

## 競技会及び海外交流細則

### (競技会等の公認申請)

- 第1条 「競技会及び海外交流規則」(以下「規則」という。)第3条にもとづき公認を受けようとする競技会等の主催者は、競技参加者を統括する加盟団体に対し公認申請を行わなければならない。
- 2 前項の公認申請は、4月1日より翌年3月31日迄に開催されるものを一括して、その年の1月31日までに行わなければならない。
  - 3 公認申請を受けた加盟団体は、公認に先だち2月末日までに本連盟の承認を得なければならない。

### (公式競技会の日程届出)

- 第2条 加盟団体は、実施しようとする公式競技会の翌年3月末日までの日程を毎年2月末日までに本連盟に届け出なければならない。
- 2 前項の締切日以降に届け出のあった公式競技会の開催申請については、原則として認めない。

### (棄権料支払の義務)

- 第3条 正当な理由無く競技参加権を放棄した場合は、競泳及び飛込種目については、決勝、準決勝もしくは参加資格に制限の有る予選、その他の競技種目については、予選を含む全競技に対し棄権料を所属する加盟団体及びチームの連帯で支払う義務を負う。
- 2 ただし、前項の棄権理由が、競技会の期間中に会場内で被った傷害による場合は、棄権料支払を免除する。

### (棄権に伴う次点者の取り扱い)

- 第4条 競泳・飛込種目において決勝進出者中に棄権者があったときは、次点者を参加させることができる。

### (公式競技会の予選免除)

- 第5条 公式競技会に出場しようとする者は、つぎに掲げる場合を除き所定の予選競技会を経なければならない。
- (1) 前年度日本選手権獲得者が日本選手権水泳競技大会に出場の申込みを行った場合
  - (2) 別に定める規定等により予選競技会への参加が免除されたとき

(競技会参加制限の特例)

第6条 規則第10条の規定は、学校・大学・クラブ相互間の親善競技会等及び地方公共団体が主催し、地域住民を対象とする競技会等には適用しない。